

トピックス

第106回奈良県農業会議通常総会を開催

県農業会議 増井勲会長・写
真は、平成21年8月5日、奈良市大森町「農協会館」において第106回通常総会を開催しま



した。開会にあたり増井会長は「耕作放棄地を解消し、農地をフルに活用できるよう、ぜひ皆様のお力をお借りしたい。また、改正農地法の施行が間近に迫っています。農業を成長産業にし自給率の強化を図るため、優良農地の確保と有効利用を目的に抜本的な改正がなされました。我々農業委員会系統組織は、農地転用の公益性・公平性の確保のためにも、適確な活動実施が今後も求められます。農業委員会の活動支援に向け取り組み農業会議の事業実施に、支援を頂きたい。」とあいさつしました。

川章夫氏の会議員辞任に伴う承認と、新たな6号会議員として、岡本和久氏を会長が指名し議決を得ました。

決議した議案は次のとおりです。

第1号議案

平成20年度事業報告並びに平成20年度経費収支決算承認に関する件

第2号議案

平成20年度職員退職死亡給与積立金収支決算承認に関する件

第3号議案

平成20年度会議員退職慰労積立金収支決算承認に関する件

第4号議案

法第41条第2項第6号会議員辞任承認の件

第5号議案

法第41条第2項第6号会議員指名の件

総会では、県下の農業・農業者の利益代表機関として、奈良県農業の振興発展と農家経済の充実並びに農家生活の向上を図り、本県農業の健全な発展を目指して平成20年度に取り組んだ各種事業実績の報告を行い、参加者から承認を得ました。また6号会議員であった須

平成21年度「農地パトロール月間」を展開中!

新たな「食料・農業・農村基本計画」の具現化に向けて、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用に向けた遊休農地の発生防止・解消対策や違反転用の発生防止対策の推進、さらに認定農業者等の担い手への農地利用集積など、農業委員会系統組織が担う役割は大変重要となっています。

また、改正農地法において、農業委員会の新たな役割として、農地の「利用状況調査」の義務付けが位置づけられており、今後も全ての農業委員会において農地の利用状況の把握と監視に徹底して努めなければなりません。

「農地パトロール月間」は、
①遊休農地の実態把握と発生防止・解消対策
②農地の無断転用防止対策を重点に、農地の確保と有効利用を図ることを目的に、系統組織として全国統一的に期間を定めて集中的に推進するものです。平成21年度は、8月～11月を実施期間として設定されています。積極的な活動の展開を実施しなければなりません。

【農業委員会における取り組み】
(1)事前準備の徹底
「農地パトロール月間」設定の趣旨の徹底を図るとともに、事後指導の対応等を含む

めた取り組みについて意思統一を図り、実効ある取り組みを進める。

(2)農地パトロールの実施

ア:目に見える効果的な取り組みの実施

農地パトロールを実施する際には「農地パトロール3点セット」(マグネット板、農業委員会腕章、農業委員キヤップ)や関連するリーフレットを活用し、農業委員会の目に見える取り組み姿勢を明確に打ち出すとともに、地区担当制を基礎とした班編成や実施時期及び重点地区の設定、マップングシステムの活用等により、効果的な取り組みを図る。

イ:パトロールの留意事項

農地パトロールは、農業委員、農業委員会職員が一体となり主体的に実施する。

また、全体調査で作製した地図を活用しつつ、地図に遊休農地の状態に応じた色分け(緑・黄・赤)を行う。

ウ:対象

市町村内全ての遊休農地

エ:内容

遊休農地の実態把握と是正指導

農地法の許可(届出)案

件の履行状況の調査確認

ロ:農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の状況調査

農地の無断転用の早期発見と是正指導

相続税・贈与税の納税猶予特例適用農地の営農状況の調査・確認

仮登記農地の利用状況の確認と農地所有者への指導

ウ:問題点・課題の整理

農地パトロール終了後は、参加者による報告・検討会を開催し、問題点と課題を整理する。

具体的には、「遊休農地カルテ」や「遊休農地台帳」等の整備を徹底するとともに、遊休農地の位置を視覚的に把握するため、地図による管理に努めるものとする。

また、全体調査の実施に伴い、前年度把握した遊休農地のうち、解消された遊休農地については、「耕作放棄地全体調査表」・「解消確認集計表」へ整理する。

「農地基本台帳」での整理

活動で把握した遊休農地のうち原野化している土地については、「農業資源調査」に反映させるため、農地基本台帳上での整理を

徹底する。

なお、全体調査の結果を受けて、「農地に還元して利用することが不可能な土地」(赤色)として判断され、かつ、農業委員会総会の議決により「農地に該当しない土地」と判断され「非農地通知書」を送付した土地については、「非農地通知一覧表」において別途管理することから、農地基本台帳上から削除する。

オ:是正指導の実施

活動で把握した遊休農地、無断転用農地については、農業委員会に与えられている機能を活用し、事後指導の対応方針に基づき適切かつ速やかに是正指導を行うものとする。

カ:「広域連携活動」の推進

最近、無断転用や農地等への産業廃棄物の不法投棄が市町村区域を越えて行われている事例が散見されること等を踏まえ、周辺市町村との広域連携を密に図り、現場における実践活動を推進する。

(3)農地パトロールと一体的に推進する事項

ア:農地相談等の重点実施

農地相談日の設定、集落へ出向いての移動農業委員会の開催等により、遊休農地の活用や利用権の設定



定相談、農地の転用相談に応じることにより、農地制度に対する地域の農家の理解に努める。

イ:啓発宣伝活動の実施

農業委員会だより、市町村広報、有線放送、ケーブルテレビ、集落座談会等を活用して、無断転用の防止、遊休農地の解消についての啓発活動を集中的に実施する。

また、より有効な啓発手段である「農地保全・耕起の日」等の設定も併せて検討する。

ウ:建議、意見の公表

農地の有効利用促進及び無断転用防止について、集落座談会等の場での周知徹底と意見交換を踏まえ、農業委員会において市町村長に対する建議、意見の公表等の機能を十分に活用し、機運の醸成に努めるものとする。

しっかりと積み立て、がっちりサポート安心で豊かな老後を

農業者年金は、積立方式の公的な年金制度です。

農業者年金は、積立方式（確定拠出型）の公的年金です。積立貯金を始める感覚で加入できます。

なお、加入者のみなさまからお預かりした保険料は、農業者年金基金が安全面を重視して二元的に運用しています。健全な運営で多くの運用収益を加入者に還元するよう心掛けられています。（ただし、経済情勢によつては運用益がマイナスになる場合があります。）

◎加入要件

- ① 60歳未満
 - ② 国民年金第1号被保険者
 - ③ 年間60日以上農業に従事
- 3つの要件を満たす人は誰でも加入できます。
- 農地を持っていない農業者、配偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。
- いつでもやめたり、加入（60歳になる前月まで）することができます。もちろん50歳代



の方も加入できます。月2万円～6万7千円の間で、千円単位で自由に保険料が選べ、60歳になる前月まで積み立てられます。例えば月6万円の保険料を10年間積み立てれば、月2万円を30年間積み立てることと同じ保険料額となります。また、例えば1ヶ月の加入をやめた（脱退した）場合であっても、積み立てた保険料は将来年金として受けとることができる。

◎担い手への保険料の助成

- ① 60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれる
 - ② 農業所得が90万円以下
 - ③ 認定農業者や認定就農者、青色申告者、家族経営協定締結者など必要な要件に該当
- など、3つの要件を満たす農業者には、一定の条件の下で保険料の助成が受けられます。（月額最高1万円、通算すると最大で216万円）

◎税制上の優遇措置が大きなメリットを生み出す

- ① 支払う保険料は全額社会保険料控除の対象
 - ② 保険料は、全額社会保険料控除の対象となります
- ※民間の個人年金の場合は、控除額の上限は5

万円）。年間保険料総額の15%～30%程度の大きな節税効果が生じます。

つまり、保険料を月額2万円支払うと、年間保険料支払総額24万円ですが、税率15%の方の場合は税の減額分が36,000円なので、実質20万4千円の支出ですむわけです。積立額は24万円なので、税の減額分を将来の自分の老後のために積み立てたと考えることができます。

◎受けとる年金は公的年金等控除が適用

- ① 公的年金による収入の合計額が120万円までは非課税です。（65歳以上）
 - ② 運用益も非課税
- 農業者年金基金が運用して得られた収益（運用益）も非課税です。「※預貯金や債券の利息は20%課税」

◎80歳までの保証がついた年金です

仮に加入者や受給者が80歳前に亡くなられた場合でも、ご遺族に加入者・受給者が死亡した翌月から80歳まで受けとるはずであった年金額を、死亡時の価値に換算した「死亡一時金」をお支払いできます。この死亡一時金は、全額非課税です。

農業者年金加入推進強調月間を展開中 平成21年10月から平成22年1月まで

農業者の老後保障と担い手の確保という政策目的を基本として再構築された農業者年金制度を、農業者から支持される年金として定着させるため、加入者10万人を早期に達成することが求められています。全国的に実施されている「加入者10万人早期達成3カ年計画」も最終年を迎え、多くの農業者からの賛同が寄せられ加入者が激増しています。

本県においても、農業委員会系統組織ならびにJA組織の連携のもと、農業者が賛同する本制度について広く周知を図り、加入に向けた推進活動を積極的に行うため「農業者年金加入推進強調月間」を展開し、「3カ年計画」で求められた加入者の確保実現に向けた取り組みを強化します。

- 1. 新規加入者の確保
 - (1) 各市町村段階で2名以上の新規加入者の確保
- 2. 加入対象者の把握と名簿の作成・補正
 - (1) 加入対象者の確認・把握
 - (2) 重点加入対象者の把握
- 3. 制度の周知方法
 - (1) 各組織の広報誌等への掲載により、広範囲の対象者
- 4. 戸別訪問・巡回普及の実施
 - (1) 加入推進体制の整備と連絡調整活動の強化
 - (2) 重点加入対象者に対する巡回活動及び戸別訪問の実施
- 5. 重点加入対象者に対する相談会の開催や各種会合などを活用したPR
 - (1) 重点加入対象者に対する加入相談会を開催
 - (2) 担い手が多く集まる集いや会合等の場を活用したPR
- 6. 農業委員・JAリーダー等への制度理解の徹底と加入推進
 - (1) 農業委員・JAリーダーを対象とした研修会の開催
 - (2) 加入資格を持つ農業委員・JAリーダーへの加入推進の徹底
- 7. 加入推進のフォローアップ活動の実施
 - (1) 戸別訪問等実施後のフォローアップ活動の実施
 - (2) 「加入推進記録簿」の整理

“農”へのメッセージ



県常任会議員

堀川 雅由

本市は2004年10月1日に北葛城郡新庄町・當麻町が合併し、葛城市となりました。奈良県の北西部に位置し二上山・葛城山系の東山麓にあり近鉄南大阪線、南阪奈道路等を利用して大阪府の中心部へは約30分でアクセスできる環境にあります。

産業面では半導体産業、紙加工品製造業、プラスチック加工等が多く、市の南東部に主な工場が集中しています。観光資源としては牡丹と中将姫の當麻寺、竹内街道、柿本人麻呂ゆかりの柿本神社などがあります。

農業の概要については、耕地面積約830haの内農用地が約338haあり、主な農作物は水稲、菊、ねぎ、なすが生産されており、認定農業者は58名、集落営農組織が2地区、直売所が3ヶ所あり、住民との交流の拠点としての役割を担っています。

私自身も農産物直売所アグリマート新庄の副会長を努めており、土日の朝市に野菜等を出荷していますが、最近の出

荷農家は高齢者の人が大半を占めている状況であります。葛城市においても他の市町村同様、農業人口の高齢化と担い手不足、又農業所得の低迷による後継者の確保が困難な状況であり、遊休農地が増加しているのが実情であります。

農業委員会として、まずは委員自ら率先して遊休農地を解消していく気運が高まり、遊休農地解消委員会を立ち上げました。解消モデルとして、太田地区で数年間放棄された水田に国の施策である米粉（米粉用多収品種・ホシアオバ）と綿を栽培して取り組んでいる最中であります。

農地調査委員会も立ち上げており、遊休農地、違反転用の解消として、国の農地パトロール月間に合わせ委員全員で市内全域を調査しております。調査終了後には遊休農地のアンケートを行い、遊休農地化している実態の内容を個々に把握し、農業委員会として農地法の一部改正に伴う新制度としての農地利用集積円滑化事業の基礎資料とするつもりであります。

今までの農業委員会は農地法の許認可業務がどうしても主となっていたわけですが、本来の業務である農業振興活動を積極的に行い、農家の手本となれるよう、又農業委員会活動を広く市民に知ってもらうため活動を行っていききたいと思っております。

農業会議だより

第16回「農業委員会だより」全国コンクール募集

全国農業会議所並びに全国農業新聞は、第16回「農業委員会だより」全国コンクールを実施します。「行動する農業委員会」を目指して、「農業委員会だより」の発行や市町村広報の誌面活用によって地域に密着した情報提供活動に顕著な功績を残した農業委員会を表彰するものです。

(1) 対象広報紙

農業委員会が独自に発行、または農業委員会が市町村広報誌の中でページを確保して発行している「農業委員会だより」等で、平成21年1月から12月までの1年間に発行されたものが審査対象となります。

(2) 応募方法

平成21年12月11日（金）までに奈良県農業会議へ申込書と「農業委員会だより」「市町村広報誌」等の広報紙20部（年間複数回発行の場合は各20部）を添えて提出して下さい。（応募多数の場合は、選考を行う場合があります。）

(3) 審査基準

①発行体制
ア.年間の発行回数。
イ.農家への配布率及び配

布方法。

ウ.編集体制（編集会議開催の有無、農業委員の参画・執筆割合）。

② 広報活動に伴う効果

「農業委員会だより」等の制作・発行を通して農業者等からの意見や問い合わせなど反響があったか。こうした反響をもとに更なる農業委員会活動の強化につながったか。

③ 編集内容

ア.情報伝達に限定されず、広報誌として訴えや主張があるか。
イ.地域に密着した内容や親しみの持てる誌面か。
ウ.独自の企画や内容があるか。

④ 記事の書き方

ア.読みやすく分かりやすい記事か。
イ.掘り下げた内容になっているか。
⑤ 誌面内容
ア.分かりやすい見出しやレイアウトの工夫がされているか。

イ.写真やカットが効果的に使われているか。

《全国農業図書 新刊紹介》

●「農業者年金制度と加入推進 第2版」

いま農業委員会系統組織をあげて農業者年金の加入推進に取り組んでいます。本書は、最前線で奮闘している農業委員の皆さんのための必携のテキストとして作成した初版（平成21年10月刊行）に、最新の統計数値等を用いて若干の改訂を加えたものです。制度誕生や改正の経過から説きおこし、制度のあらまし、加入推進事例とこの一冊で年金の全てが理解できます。500円

●「農地の利用でお悩みのみなさんへ」

改正農地法に「農地の利用に関する責務規定」が設けられます。農地の貸し借りの推進や、耕作放棄の防止などを啓発するためのリーフレットです。70円

《県農業会議関係会議日程》

- 10月24日 第53回奈良県農業委員大会
- 10月31日 新・農業人フェア
- 10月31日～11月1日 奈良まほろば市
- 11月2日 県常任会議員会議
- 11月14日 親子食農体験ツアー
- 12月2日 県常任会議員会議
- 12月3日 全国農業委員会会長代表者集会